

## 技術アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この実施要綱は、兵庫県が実施する技術アドバイザー派遣事業の実施について、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 中小企業者に対し、各種技術的諸課題に対する解決能力の向上等を促進し、中小企業の技術力の総合的な向上を図り、また中小企業者が技術ノウハウ・関連情報・人材等の技術資源を発掘することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 技術アドバイザー派遣事業の内容は、製品又は製造工程等に関する技術的諸問題の解決を図ろうとする中小企業に対して、県立工業技術センター（以下「試験研究機関」という。）の長が技術に関する豊富な経験を有する各分野の民間技術者（以下、「技術アドバイザー」という。）を派遣し、新製品、新技術開発、生産工程の改善、品質管理、技術の向上等の技術開発に関する支援を行うこと。

なお、定義、派遣対象企業、技術アドバイザーの謝金・旅費に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(受益者負担金)

第4条 原則として、中小企業への技術アドバイザーの派遣事業に係る謝金・旅費に係る（技術アドバイザーが複数の場合は、その合計とする。）額の2/3に相当する額を負担金として対象企業から徴収するものとする。なお、負担金の額、徴収方法等については、別に定める。

(技術アドバイザーの委嘱)

第5条 技術アドバイザーは、原則として、公募の方法により募集を行い、登録を希望する者から技術アドバイザー登録申請書（様式第1号）を提出させ、応募者の中から、中小企業のニーズに対応する能力及び意欲を有する者であって、本事業の実施において適当と認められる者を試験研究機関の長が委嘱するものとする。

ただし、試験研究機関の長は、本事業の円滑な実施を図るため、公募の方法によることなく、別に定める要件を満たす者の中から技術アドバイザーとして委嘱することができるものとする。

2 本事業は、外部人材の有効活用による効果的な助言を主眼としていることから、兵庫県職員を技術アドバイザーに登録することはできないものとする。

(技術アドバイザーの任期)

第6条 技術アドバイザーの任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(派遣依頼の申込)

第7条 技術アドバイザーの派遣を受けようとする中小企業者は、技術アドバイザー派遣要請書（様式第2号）を試験研究機関の長へ提出するものとする。

(技術アドバイザーへの派遣依頼)

第8条 前条の派遣依頼の申込み等があった場合、試験研究機関の長は、当該中小企業の派遣依頼内容を検討し、対応する技術アドバイザーを選任するとともに、当該技術アドバイザーに対し派遣の依頼を行うものとする。なお、派遣は、1企業について、原則1人の技術アドバイザーが行うものとするが、必要に応じて複数の技術アドバイザーが行うことができるものとする。

(派遣期間)

第9条 技術アドバイザーが1企業を助言する年間延日数については、別に定める。

(成果の帰属)

第10条 本事業によって得られた総ての成果の所有権は、助言を受けた中小企業に帰属するものとする。

(技術アドバイザーの守秘義務)

第11条 技術アドバイザーは、助言上知り得た中小企業者の企業秘密を厳守するとともに、誓約書（様式第3号）を試験研究機関の長に提出しなければならない。

(職員の派遣)

第 12 条 試験研究機関の長は、中小企業からの派遣依頼申込内容、技術アドバイザーによる助言状況又は助言実施後の効果を把握するため、必要に応じ試験研究機関の職員を派遣することができる。

(結果の報告)

第 13 条 技術アドバイザーは（前条に基づいて職員が派遣される場合にあつては、その職員及び技術アドバイザー）事業が完了した場合において報告書（様式第 4 号）を作成し、別に定める期日までに、試験研究機関の長に提出するものとする。

(技術アドバイザーの委嘱の取消)

第 14 条 試験研究機関の長は、技術アドバイザーが助言上知り得た秘密を漏らした場合、その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合並びに心身の故障のため派遣業務に堪えられないと認められる場合は、技術アドバイザーの委嘱を取り消すことができる。

(調整業務)

第 15 条 本事業は試験研究機関が実施することとし、その調整業務は技術企画部が行う。

(補 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の推進に関し必要な事項については別に定める。

(附 則)

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第3条関係）

事業名	技術アドバイザー派遣事業
定義	「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者をいう。
派遣対象企業	中小企業者であって新製品・新技術開発、生産工程の改善、品質管理技術の向上等において、独自では解決困難な技術的問題を抱える企業
技術アドバイザーの謝金等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 謝金は日額とし、第13条に定める業務報告書に記載された派遣実績に基づいて支給する。</li> <li>2 謝金の額は一日あたり14,800円とする。</li> <li>3 謝金及び旅費以外は支給しない。</li> <li>4 技術アドバイザーが職務を行うために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年10月4日条例第44号）に基づき、旅費を支給する。</li> </ol>
その他の条項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 試験研究機関の協力について 試験研究機関の職員は、技術アドバイザーによる助言の円滑な実施を図るため、助言に必要な試験研究、分析調査、情報の提供等（以下「試験研究等」という。）に関し技術アドバイザーに協力するものとする。</li> <li>2 経費の負担義務について 中小企業が、試験研究機関が保有する試験研究等の成果を利用した場合は、負担金とは別に、使用料及び手数料徴収条例及び同関連規則に基づく費用並びに原材料等の実費を負担するものとする。</li> <li>3 派遣記録簿 派遣を受けた中小企業は、派遣実績を確認し、派遣記録簿（様式第4号別紙）に派遣月日の記入と担当者のサイン確認を行うものとする。</li> </ol>

別に定める事項

関係条項	
第4条関係	<p>(派遣対象企業が納める負担金の額)</p> <p><b>【技術アドバイザー1人あたり(報酬14,800円+旅費)×2/3×派遣日数】</b></p> <p>(負担金の納入期限)</p> <p>派遣申込企業は、試験研究機関が派遣実績を確認した後、別途発行する納入通知書により納入期限までに負担金を納入しなければならない。</p>
第5条第1項関係	<p>(公募の方法によらずに委嘱できる者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学、短期大学又は高等専門学校において自然科学に属する科目の教授、助教授、講師</li> <li>2 自然科学に属する科目に関する研究により博士又は修士の学位を授与された者</li> <li>3 技術士</li> <li>4 大学、高等専門学校卒業後、技術に関する業務に2年(短期大学の場合は、4年)以上の経験を有し、専門的知識を有する者</li> <li>5 前各号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認められる者</li> </ol>
第9条関係	<p>(派遣期間)</p> <p>年間20日以内とする。</p>